



広域行政組合だより

発行／御殿場市・小山町広域行政組合

編集／事務局庶務課

平成29年10月 稼働予定

御殿場市・小山町の 新たなごみ再資源化施設を 建設しています



南東方面から建設風景

【施設概要】

建設場所 御殿場市板妻・神場地先

敷地面積 約4.3ha

施設規模 20.6t/5h

処理方式

- ◇粗大ごみ及び不燃ごみ
細かく砕いて、鉄、アルミ、可燃物、埋立物に選別します。
- ◇ビン、カン、ペットボトル
選別して専門業者で再生します。

建設地案内図



【お問い合わせ先】 施設課 ☎(82)4634



富士山エコパーク焼却センターの 平成27年度の運営状況をお知らせします

富士山エコパーク焼却センターは、『安全』・『安心』な、ごみ処理をしています。

1. 可燃ごみの搬入状況

平成26年度に比べ、522t減少しました。



2. 焼却状況

焼却センターでは、可燃ごみのほかに、し尿処理場や市町の下水処理場の汚泥も焼却しています。

- ◇焼却量 32,618 t
- ◇焼却灰量 3,068 t

※焼却灰は、県外の業者で再処理され建設資材などに資源化されています。

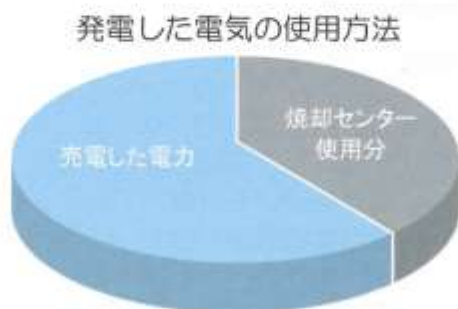


焼却センターでは、焼却灰を資源化した雑草抑制資材を利用しています。

3. 発電の状況

焼却センターでは、ごみを燃やしたときに出る熱を利用して発電をしています。

- ◇年間の発電量 14,510,840 kWh
- ◇焼却センターの運転で使った電力量 5,724,013 kWh
- ◇東京電力などに売った電力量 8,786,827 kWh
- ※4人家族の平均的な1か月の使用電力を300kWhとすると約2,350世帯分の一年間の電力量に相当します。
- ◇売電金額 122,846,995 円



人事行政の運営等の状況を公表します

御殿場市・小山町広域行政組合の人事行政の運営等の状況を公表します。これは、「御殿場市・小山町広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定により公表するもので、この広報紙のほか、広域行政組合のホームページにも掲載してあります。併せて御覧下さい。

給与の状況

御殿場市・小山町広域行政組合の職員の給与は、地方自治法や地方公務員法に基づき広域行政組合の条例で定められています。

① 人件費の状況 (平成27年度 一般会計決算)

(平成28年4月1日現在) 管内人口 (御殿場市・小山町)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成26年度 人件費率
108,050人	3,547,036千円	1,557,804千円	43.9%	24.6%

② 職員給与費の状況 (平成28年度 一般会計当初予算)

職員数 (A)	職員給与費				一人当たりの給与費 (B) / (A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
177人 (厚生部局 24人 消防部局 153人)	679,244千円	203,106千円	273,388千円	1,155,738千円	6,530千円

※管理者、副管理者は含んでいません。また、職員手当には退職手当を含んでいません。

③ 平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在) ④ 期末・勤勉手当 (平成28年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	
組合職員	広域全体	316,858円	39.4歳
	厚生部局	371,930円	46.5歳
	消防部局	308,219円	38.3歳
御殿場市	302,605円	38.7歳	
小山町	335,100円	42.2歳	

区分	組合・静岡県		
	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月分	0.80月分	2.025月分
12月期	1.375月分	0.80月分	2.175月分
計	2.60月分	1.60月分	4.20月分

⑤ 初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	大学卒	高校卒	
組合職員	厚生部局	176,700円	144,600円
	消防部局	183,300円	149,000円
御殿場市	176,700円	144,600円	
小山町	176,700円	144,600円	

⑥ 特別職の報酬など

区分	報酬月額	期末手当
管理者	15,000円	0
副管理者	13,000円	
議長	13,000円	
副議長	11,000円	
議員	10,000円	

⑦ 級別職員数と構成比の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)			構成比(%)		
		厚生部局	消防部局	合計	厚生部局	消防部局	全体
8級	事務局長・消防長・消防次長・次長・署長	1	3	4	4.2	2.0	2.3
7級	課長・署長・参事・副署長・分署長・所長	3	15	18	12.5	9.8	10.2
6級	課長補佐・分署長補佐・所長・所長補佐	1	12	13	4.2	7.8	7.3
5級	副参事	5	11	16	20.7	7.2	9.0
4級	主幹・副主幹	12	40	52	50.0	26.1	29.4
3級	主任	0	16	16	0.0	10.5	9.0
2級	副主任	1	14	15	4.2	9.2	8.5
1級	主事・消防士	1	42	43	4.2	27.4	24.3

※組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

職員研修の概要

(平成27年度)

区分	平成27年度実績
人材育成費	4,308千円
階層(階級)別 研修等開催数	8回 (新規採用職員研修等)
参加派遣研修数	12回 (静岡県消防学校等)

斎場からのお知らせ

●お通夜の会場として告別式場をお貸しいたします。

- 利用時間 : 午後5時から午後8時まで
- 利用件数 : 1日1件
- 収容人数 : 90人
- 駐車場台数 : 普通乗用車42台、バス3台
- 会場使用料 : 御殿場市及び小山町の方
10,000円
上記以外の方 30,000円

※お通夜で御利用になる場合は、前日の午後5時までに予約が必要になります。

※飲食が必要な場合は、待合室を御利用ください。

※斎場には、宿泊設備はありません。



告別式場

●斎場の動物炉の御利用について

- 火葬できる大きさ : 長さ100cm、幅60cm、高さ60cm以内
- 火葬時間 : 9:00、11:00、13:00、15:00
- 使用料 : 御殿場市及び小山町の方
1体 10,000円
上記以外の方 1体 20,000円

○その他注意事項

動物は、木箱やダンボール箱等に入れてお持ち込みください。火葬後の焼骨は、お客様にお持ち帰りいただきますので入れ物を御用意いただくか、骨壺をお買い求めください。

大 6,000円 中 4,000円 小 2,000円

●予約先

平日(月～金)の8:45～17:00までは、広域行政組合事務局(☎82-4623)で受け付けます。

平日の17:15～翌日の8:30、土・日曜日・祝日、年末年始(12/29～1/3)は、御殿場市役所守衛室(☎83-1212)で受け付けます。



消防本部からのお知らせ

住宅用火災警報器について



御殿場市と小山町では平成21年6月1日から、住宅用火災警報器の設置が義務化となりました。国は毎年設置調査を行い、平成28年6月1日時点の設置率は国81.2%、静岡県80.1%、御殿場・小山消防管内82.3%となっています。今後、さらに住宅用火災警報器の重要性を皆さまにお伝えし、設置普及啓発活動を進めてまいります。

電池と機器の交換について

住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。また、定期的に作動確認をして火災時の警報音を確認しましょう。

機器の交換については、「日本火災報知機工業会」等のホームページに掲載されています。

お問い合わせ 消防本部予防課 ☎0550(83)0119

～開かれた組合行政・個人の権利保護のため～

平成27年度の状況

公文書公開条例		個人情報保護条例	
公開請求	2人(2件)	開示請求	0人(0件)
不服申立て	0人(0件)	不服申立て	0人(0件)

当組合では、開かれた組合行政を進め、個人の権利利益の保護が図られるように「公文書公開制度」や「個人情報保護制度」を設けています。

「御殿場市・小山町広域行政組合だより」は広報ごてんば(平成28年12月5日号)・広報おやま(平成28年12月1日号)の号外です。

- 発行/御殿場市・小山町広域行政組合
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483
- 編集/事務局庶務課 ☎0550-82-4623
- 印刷/エビスL L C